

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から<u>15</u>日以内とする。</p> <p>2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下げ書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から<u>10</u>日以内とする。</p> <p>2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下げ書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。</p> <p><u>(契約等)</u></p> <p>第8条 補助事業者は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。</p> <p>2 補助事業者は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、<u>経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</u></p> <p>3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。</p> <p>4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、<u>必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(債権譲渡の禁止)</u></p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 知事が規則第14条の規定による確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89</p>

<p>(状況報告)</p> <p>第8条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事から要求があった場合は、速やかに補助対象事業遂行状況報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第9条 知事は、補助対象事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等を検査させ、又は質問させることができる。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを</p>	<p>号) 第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。</p> <p>(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。</p> <p>(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。</p> <p>(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。</p> <p>3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）の規定に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事から要求があった場合は、速やかに補助対象事業遂行状況報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第11条 知事は、補助対象事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他関係物件等を検査させ、又は質問させることができる。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを</p>
--	--

知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類
- (2) 購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額相当額の返還)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（別記第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類
- (2) 購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額相当額の返還)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（別記第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示又はこの要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第16条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(補助事業の表示)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により整備した物品、備品、施設等に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、規則第21条の規定による財産等（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（別記第8号様式）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第12条に定める実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産の処分制限)

第18条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第19条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(補助事業の表示)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により整備した物品、備品、施設等に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

3 前項の表示方法等の標準的な例は、別表3のとおりとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)、別表2 (第5条関係) 略

別表3 (第16条関係)

表示対象	表示方法	表示内容
物品、備品、施設等	銘板、看板、ラベル等により表示する。ただし、これらの方法により表示することが困難な場合には、宿泊施設のフロント、ロビー、掲示板、ホームページ等の表示効果が高い場所等に表示する。	この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。 〇年〇月〇日 事業者名等

3 前項の表示方法等の標準的な例は、別表3のとおりとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も同様とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)、別表2 (第5条関係) 略

別表3 (第20条関係)

表示対象	表示方法	表示内容
物品、備品、施設等	銘板、看板、ラベル等により表示する。ただし、これらの方法により表示することが困難な場合には、宿泊施設のフロント、ロビー、掲示板、ホームページ等の表示効果が高い場所等に表示する。	この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。 〇年〇月〇日 事業者名等

別記

第1号様式（第5条関係）～第3号様式（第7条関係） 略

第4号様式（第8条関係）

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇県事務局長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 目

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
補助対象事業進捗状況報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定	年 月 日付け 第 号
2 交付決定額	円
3 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
4 今後の見通し	

(注)

※不要の欄については、線を引くこと。

別記

第1号様式（第5条関係）～第3号様式（第7条関係） 略

第4号様式（第10条関係）

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇県事務局長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 目

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
補助対象事業進捗状況報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定	年 月 日付け 第 号
2 交付決定額	円
3 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
4 今後の見通し	

(注)

※不要の欄については、線を引くこと。

第5号様式（第10条関係）

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
（〇〇県事務局長）

（住所）

（申請者及びその代表者名） 目

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
事業実績報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告
します。

記

事業完了年月日	年 月 日
事業内容	

（注）

※以下の書類を添付すること。

- ・支出内訳（別紙）
- ・補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類（支出に係る領収書の写し等）
- ・購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真
- ・その他知事が必要と認める書類

第5号様式（第12条関係）

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
（〇〇県事務局長）

（住所）

（申請者及びその代表者名） 目

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
事業実績報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告
します。

記

事業完了年月日	年 月 日
事業内容	

（注）

※以下の書類を添付すること。

- ・支出内訳（別紙）
- ・補助対象経費の金額、支払日等の内容が確認できる書類（支出に係る領収書の写し等）
- ・購入した物品、備品等の写真、工事の完成写真その他必要な写真
- ・その他知事が必要と認める書類

第6号様式 (第11条関係)

第6号様式 (第11条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇県事務局長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
交 付 請 求 書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

1 補助金の額の確定通知	年 月 日付け	第 号
2 額の確定額		円

第6号様式 (第13条関係)

第6号様式 (第13条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様
(〇〇県事務局長)

(住所)

(申請者及びその代表者名) 

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
交 付 請 求 書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

1 補助金の額の確定通知	年 月 日付け	第 号
2 額の確定額		円

第7号様式（第12条関係）

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
（〇〇県事務局長）

（住所）

（申請者及びその代表者名） 印

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|--------|
| 1 補助金額（規則第14条による額の確定額） | 円 |
| 2 1における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円（A） |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額 | 円（B） |
| 4 補助金返還相当額 | 円（B－A） |

（B）
※計算の内訳が分かる書類を添付すること。

第7号様式（第14条関係）

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様
（〇〇県事務局長）

（住所）

（申請者及びその代表者名） 印

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|--------|
| 1 補助金額（規則第14条による額の確定額） | 円 |
| 2 1における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円（A） |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額 | 円（B） |
| 4 補助金返還相当額 | 円（B－A） |

（B）
※計算の内訳が分かる書類を添付すること。

第8号様式（第17条関係）

第8号様式（第17条関係）

取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

(注)

※対象となる取得財産等は、不動産若しくはその従物、又は取得価格若しくは効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

※財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) (ア)に掲げるものの従物、(ウ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ) その他の物件とする。

※処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間を記載すること。

※取得財産等があるときは、実績報告書に写しを添付すること。